

東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則の改正に伴う記載の補足について
(高井田中一丁目地区地区計画)

1. 概要

- ・東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則の一部改正により、別表第5における騒音に係る排出基準及び振動に係る排出基準が削除された。(令和6年4月1日施行)
- ・そのため、都市計画法第20条第1項の規定(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)による告示があった日において有効であった排出基準を以下に記載する。

2. 対象箇所(地区整備計画「建築物等の用途の制限」(4))

(ただし、騒音および振動に関して東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則別表第5に定める次の排出基準に適合するものはこの限りでない。)	
① 騒音	第3種区域の排出基準
② 振動	第2種区域〔I〕の排出基準

3. 排出基準

騒音に係る排出基準

時間の区分	朝(午前6時から午前8時まで)	昼間(午前8時から午後6時まで)	夕(午後6時から午後9時まで)	夜間(午後9時から翌日の午前6時まで)
区域の区分	(単位 デシベル)	(単位 デシベル)	(単位 デシベル)	(単位 デシベル)
第3種区域	60	65	60	55

備考

- 1 この表において「デシベル」とは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性、動特性は速い動特性(F A S T)を用いるものとする。
- 3 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値を最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

振動に係る排出基準

区域の区分	時間の区分	昼間（午前6時から午後9時まで） （単位デシベル）	夜間（午後9時から翌日の午前6時まで） （単位デシベル）
	第2種区域〔I〕		65

備考

- 1 この表において「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。
- 4 振動の測定方法は、規格Z8735に定める振動レベルの測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。